

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-76:2021

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-76 部：電気さく用電源装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条4	箇条4 一般要求事項（JISC9335-1（以下、第1部）の規定による。） 機器は、通常使用時に起こりやすい不注意があっても、人体及び／又は周囲に危害をもたらさないように安全に機能する構造でなければならない。	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	■該当 □非該当	箇条22 22.104  箇条25 25.1	第1部の第二条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条22 構造 22.104 電気さく用電源装置は、次のように設計しなければならない。 － 電気さく及び接地電極接続用導体が簡単に接続可能である。 － 通常の使用状態で必要な場合には、スイッチその他の制御装置は、電気さく用電源装置を取り付けて電源に接続した後、水の有害な浸入又は不意の感電に対する保護を行う外郭を開ける又は外すことなく動作させることが可能である。 箇条25 電源接続及び外部可とうコード 25.1 D形電気さく用電源装置の機器用インレットは、規定のスタンダードシートに適合した機器用カプラにかん（嵌）合してはならず、かつ、そのインレットは、電気さ	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-76:2021

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-76 部：電気さく用電源装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条26 26.5 26.101 26.102	<p>く用電源装置について規定されたものと少なくとも同一の耐湿レベルをもつものでなければならない。</p> <p>箇条26 外部導体用端子</p> <p>26.5 外部電池又は電池ボックスを接続するX形取付けをもつ可とうリード線又は可とうコードを接続するための電気さく用電源装置の端子は、電源端子間の偶然的接続のおそれがないように配置又は遮蔽しなければならない。</p> <p>26.101 出力端子は、商用電源のコンセントに接続するように設計されたプラグによって、電気さく又は接地電極を電気さく用電源装置に接続することができないように設計又は配置しなければならない。</p> <p>26.102 出力端子は、外部導体を接続又は取り外したときに緩まないように固定しなければならない。</p>	
第 三 条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条19	<p>箇条19 異常運転（第1部の規定による。）</p> <p>機器は、異常運転又は不注意運転によって、火災の危険、及び安全性又は感電に対する保護に影響を及ぼす機械的損傷を、できるだけ未然に防止できる構造でなければならない。</p>	
第 三 条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによつてはその安全性の確保が困難であると	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当		<p>第1部の第三条第2項に該当する規定によるほか、次による。</p>	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-76:2021

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-76 部：電気さく用電源装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。		箇条7 7.103  7.6  箇条22 22.56	箇条7 表示、及び取扱説明又は据付説明  7.103 電気さく用電源装置は、次の事項に関する情報を記載した取扱説明書を一緒に供給しなければならない。 － 電気さくの据付け － 電気さく用電源装置を電気さくに接続するための手段  7.6 電気さく用の出力端子の記号は、規定の規格に従って表示しなければならない。  箇条22 構造 22.56 D形電気さく用電源装置の着脱できる電源供給装置は、製造業者が提供する附属品のリストに記載しなければならない。	
第 四 条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条18          箇条31	第1部の第四条に該当する規定によるほか、次による。  箇条18 耐久性 商用電源に接続する電気さく用電源装置及び商用電源への接続に適した電池式電気さく用電源装置は、通常の使用中に生じる極度の温度に耐えられる構造でなければならない。  箇条31 耐腐食性 金属ケース入りクラスII電気さく用電源装置の外郭は、腐食に対して適切に保護されていないなければならない。	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-76:2021

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-76 部：電気さく用電源装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 五 条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条6 6.1 6.2	第1部の第五条に該当する規定によるほか、次による。 箇条6 分類 6.1 商用電源に接続する電気さく用電源装置及び商用電源への接続に適した電池式電気さく用電源装置は、感電に対する保護に対してクラスⅡでなければならない。 6.2 電気さく用電源装置は、IPX4以上でなければならない。	
第 六 条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条25 25.7	第1部の第六条に該当する規定によるほか、次による。 箇条25 電源接続及び外部可とうコード 25.7 電源コードは、次のタイプのいずれか一つと同等以上の特性でなければならない。さらに、適用される関連法規に従わなければならない。 ー オーディナリービニルシースコード ー オーディナリークロロプレン又はその他の合成エラストマーシース付きコード	
第 七 条 第 1 号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条22 22.107	第1部の第七条第1号に該当する規定によるほか、次による。 箇条22 構造 22.107 商用電源への接続に適した電池式電気さく用電源装置は、電池を電源装置に接続したときに、使用者がその出力電圧による感電にさらされるのを防止する手段を設	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-76:2021

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-76 部：電気さく用電源装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					なければならない。	
第七 条 第 2 号	感電に対する 保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさない ように抑制されていること。	■該当  □非該当	箇条22  22.103	第1部の第十一条第2項に該当する規定によるほか、次による。  箇条22 構造  22.103 金属ケース入りクラスII電気さく用電源装置については、出力端子に接続された外部導体が外郭と接触することがないように出力端子を配置しなければならない。	
第八 条	絶縁性能の保 持	電気用品は、通常の使用状態において受け るおそれがある内外からの作用を考慮し、 かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保 たれるものとする。	■該当  □非該当	箇条22  22.105        22.106	第1部の第八条に該当する規定によるほか、次による。  箇条22 構造  22.105 商用電源に接続する電気さく用電源装置及び商用 電源への接続に適した電池式電気さく用電源装置につい ては、付加絶縁の接合部の隙間が基礎絶縁の接合部の隙 間と一致してはならず、強化絶縁の接合部の隙間が充電 部に対して直線的に接近してはならない  22.106 A形電気さく用電源装置、B形電気さく用電源装置 及びC形電気さく用電源装置では、工具を用いて電池を交 換する場合でも、そのときに可触となる電池区画の電池 接続用端子、その他の金属部は、二重絶縁又は強化絶縁で 充電部から絶縁していなければならない。 D形電気さく 用電源装置では、工具を用いて電池を交換する場合でも、	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-76:2021

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-76 部：電気さく用電源装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				22.112	そのときに可触となる電池区画の部分は充電部であってはならない。 22.112 商用電源への接続に適した電池式電気さく用電源装置の電池を接続するための異極間の空間距離は、規定の距離以上でなければならない。	
第九 条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条11  箇条19  箇条30 30.2	箇条11 温度上昇（第1部の規定による。） 木材一般、油に接触する部分の上限値は、規定する値を超えてはならない。 箇条19 異常運転（第1部の規定による。） 異常運転試験において、炎、危険な量の可燃性のガスが機器から漏れてはならない。 箇条30 耐熱性及び耐火性 30.2 非金属製の部分は、十分な耐着火性及び耐延焼性をもっていなければならない。（第1部の規定による。）	
第十 条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条11	箇条11 温度上昇（第1部の規定による。） 通常使用時に継続して手で保持する、又は短時間だけ保持する部分の上限値は、規定する値を超えてはならない。	
第十一 条 第 1 項	機械的危険源による危害の	電気用品には、それ自身が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触	■該当 □非該当	箇条20 20.1	箇条20 安定性及び機械的危険 20.1 固定形でなく、かつ、手持形でもない機器で、床上	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-76:2021

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-76 部：電気さく用電源装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
	防止	等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。		20.2  箇条22 22.14  22.15  箇条23 23.1  箇条25 25.9	又は卓上で用いる機器は、十分な安定性をもっていなければならない。（第1部の規定による。）  20.2 機器の運動部は、通常使用時に人体を傷害から適切に保護するように配置されているか、又は外郭で囲っていないなければならない。（第1部の規定による。）  箇条22 構造  22.14 機器には、通常使用時又は使用者による保守の際に危険を及ぼすおそれがある凹凸のある角又は鋭い角があってはならない。（第1部の規定による。）  22.15 可とうコード用の巻付けフックその他これに類するものは滑らかでなければならない。（第1部の規定による。）  箇条23 内部配線  23.1 配線路は、滑らかでなければならない。（第1部の規定による。）  箇条25 電源接続及び外部可とうコード  25.9 電源コードは、機器のとがった部分又はとがった角に接触してはならない。（第1部の規定による。）	
第十一 条第2項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起り得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷	■該当  □非該当	箇条21	箇条21 機械的強度（第1部の規定による。）  機器は、十分な機械的強度をもっており、通常使用時に予想される手荒な扱いに耐えるような構造でなければなら	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-76:2021

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-76 部：電気さく用電源装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		<p>を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。</p>		<p>箇条22 22.11</p> <p>箇条23 23.3</p> <p>箇条25 25.22</p>	<p>ない。</p> <p>箇条22 構造</p> <p>22.11 充電部、湿気又は運動部への接触に対する保護のための着脱できない部分は、通常使用時に生じる機械的応力に耐えなければならない。（第1部の規定による。）</p> <p>箇条23 内部配線</p> <p>23.3 通常使用時に外力が加わる電気接続部及び内部導体に過大な応力が加わってはならない。（第1部の規定による。）</p> <p>箇条25 電源接続及び外部可とうコード</p> <p>25.22 機器用インレットは、コネクタを挿入及び取外した場合には、端子のはんだ付け部に機械的応力が加わらない構造でなければならない。（第1部の規定による。）</p>	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	<p>電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。</p>	<p>■該当</p> <p>□非該当</p>	<p>箇条19</p> <p>箇条22 22.22</p> <p>22.23</p>	<p>箇条19 異常運転（第1部の規定による。）</p> <p>異常運転試験において、危険な量の有毒性のガスが機器から漏れてはならない。</p> <p>箇条22 構造</p> <p>22.22 機器は、アスベストを含んではならない。（第1部の規定による。）</p> <p>22.23 機器には、PCBを含んだ油を用いてはならない。（第1部の規定による。）</p>	



## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-76:2021

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-76 部：電気さく用電源装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				22.41 箇条32	22.41 機器は、ランプを除き、水銀を含む部品を組み込んではならない。（第1部の規定による。） 箇条32 放射線、毒性その他これに類する危険性（第1部の規定による。）	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	■該当 □非該当	箇条32	箇条32 放射線、毒性その他これに類する危険性（第1部の規定による。） 機器は、有害な放射線を発生してはならない。	
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	■該当 □非該当	箇条19 19.7 19.9 箇条22 22.40 22.49	箇条19 異常運転 19.7 人がついていない状態で運転する機器は、拘束試験において、巻線の温度は規定する値を超えてはならない。（第1部の規定による。） 19.9 遠隔制御若しくは自動制御によって運転するモータをもつ機器、又は連続運転を行う可能性がある機器には、過負荷運転試験において、巻線の温度が規定の値を超えてはならない。（第1部の規定による。） 箇条22 構造 22.40 遠隔操作の機器には、機器の動作を停止させるためのスイッチを取り付けなければならない。（第1部の規定による。） 22.49 遠隔操作の場合、運転持続時間を設定しない限り、	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-76:2021

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2-76 部：電気さく用電源装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				22.50	機器が始動できないようにしなければならない。(第1部の規定による。)	
				22.51	22.50 機器内に組み込んだ制御装置がある場合、それが遠隔操作によって操作される制御装置よりも優先されなければならない。(第1部の規定による。)	
				箇条30	22.51 機器上には、機器が遠隔操作用に調節されていることを示す視覚的表示がなければならない。(第1部の規定による。)	
				30.2.3	箇条30 耐熱性及び耐湿性	
					30.2.3 遠隔操作の機器及び人の注意が行き届かない状態で動作する機器については、非金属材料に燃焼試験を行わなければならない。(第1部の規定による。)	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条19	箇条19 異常運転 (第1部の規定による。) 異常運転試験において、機器は、危険な誤動作を起こしてはならない。	
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条19  箇条20 20.2	箇条19 異常運転 (第1部の規定による。) 異常運転試験において、機器は、危険な誤動作を起こしてはならない。  箇条20 安定性及び機械的危険 20.2 自己復帰形温度過昇防止装置及び過負荷保護装置が何かの拍子に閉状態になった場合に、それが危険を引き	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-76:2021

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-76 部：電気さく用電源装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条22 22.10	起こす引き金となつてはならない。（第1部の規定による。） 箇条22 構造 22.10 機器に内蔵する自動開閉装置の動作によって、電圧維持下の非自己復帰形温度過昇防止装置が復帰してはならない。（第1部の規定による。）	
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条19	箇条19 異常運転（第1部の規定による。） 異常運転試験において、機器は、危険な誤動作を起こしてはならない。	
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電システムや組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条10  箇条19  箇条25 25.8	箇条10 入力及び電流（第1部の規定による。） 機器に定格入力（定格電流）が表示されている場合、通常動作温度における入力（電流）は、許容値を超える差があつてはならない。 箇条19 異常運転（第1部の規定による。） 故障状態の下での機器の安全性をヒューズによって確保する場合は、適切なものを選ばなければならない。 箇条25 電源接続及び外部可とうコード 25.8 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈の別表第一に適合したコード以外の電源コードの導体は、規定する値以上の公称断面積をもつものでなければならない。（第1部の規定による。）	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-76:2021

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-76 部：電気さく用電源装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条19 19.11  19.11.4  箇条29	箇条19 異常運転 19.11 回路全体又は回路の一部について、電子部品における任意の2端子間の短絡や集積回路の故障等の単一故障状態を起こした場合であっても、炎、溶融金属又は危険な量の有毒性若しくは可燃性ガスが機器から漏れず、かつ、温度上昇は規定の値を超えてはならない。(第1部の規定による。) 19.11.4 電子的スイッチを持つ機器には、規定するイミュニティ試験を実施しなければならない。(第1部の規定による。) 箇条29 空間距離、浴面距離及び固体絶縁(第1部の規定による。) 機器は、受ける可能性がある電氣的ストレスに耐えるのに適した空間距離を持つ構造でなければならない。	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	—	—	J55014-1等の別規格で規定されている。
第十九条	表示等(一般)	電気用品は、安全に必要な情報及び使用上の注意(家庭用品品質表示法(昭和三十七年法律第百四号)によるものを除く。)を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示さ	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条7 7.101	箇条7 表示、及び取扱説明又は据付説明 7.101 適切な接続モードが明白な場合又は無関係な場合を除き、接地接続用の出力端子以外の電気さく用電源装置の出力端子は、容易に判別でき、かつ、耐久性があるも	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-76:2021

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-76 部：電気さく用電源装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		れるものとする。		7.102  箇条23 23.7	<p>のでなければならない。</p> <p>7.102 商用電源への接続に適した電池式電気さく用電源装置については、極性が無関係な場合を除き、電池接続用の電源端子を正極性の場合には規定の記号で明確に表示しなければならない。</p> <p>箇条23 内部配線</p> <p>23.7 商用電源に接続する電気さく用電源装置及び商用電源への接続に適した電池式電気さく用電源装置については、緑と黄色との配色で識別した電線を用いてはならない。</p>	
第 二 十 条 第 1 号	表示等（長期 使用製品安全 表示制度によ る表示）	<p>次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-76:2021

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-76 部：電気さく用電源装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		(ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。） (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第二十条第 2 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—
第二十条第 3 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限る、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-76:2021

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-76 部：電気さく用電源装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		<p>に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>				
第二十条第 4 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<p><input type="checkbox"/>該当</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>非該当</p>	—	—	—